

# 定 款

制定 H25 年 6 月 28 日

改訂 H30 年 3 月 29 日

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

【第1条】 この法人は、一般財団法人リディアオリリー記念ピアス皮膚科学振興財団と称する。

(事務所)

【第2条】 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

【第3条】 この法人は、皮膚科学をはじめとする健康と美容に関する学術調査研究に対する助成・奨励、皮膚科学分野の研究・発展に寄与した医科学者の褒章及び内外の若手皮膚科学研究者の育成を行う。又、学術調査研究により得られた成果を実用化することにより、人々の美しく健やかな生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

【第4条】 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) アザ、瘢痕、皮膚の炎症・腫瘍、アレルギー、ニキビ、脱毛などの皮膚及び皮膚関連疾患や皮膚の老化と再生などに関する皮膚科学上の学術研究に対する助成金の交付
  - (2) 人々の美しく健やかな生活に資する再生医療、形成外科学、美容医学、健康科学、心身医学、化粧品科学等の学術研究に対する助成金の交付
  - (3) 第1号、2号の研究成果の実用化と、その技術、製品の提供
  - (4) 第1号、2号の研究に関する講演の主催又は後援
  - (5) 第1号、2号の研究に関わる優れた研究者の褒章と若手研究者の育成
  - (6) 第1号、2号の研究に関わる大学、研究機関、医療機関の開催する学術集会に対する助成、後援
  - (7) 第1号、2号の研究成果の発表の為の図書、雑誌、映像、ウェブコンテンツ等の制作刊行
  - (8) 第1号、2号の研究に関わる外国人留学生に対する奨学金の支給
  - (9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

### 第3章 財産及び会計

(財産)

【第5条】 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) この法人が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める一般法人の設立の登記の日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産

(2) 理事会において、その他の財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

【第6条】 基本財産は、この法人の目的を達成するために適正に管理する。

2 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

【第7条】 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

【第8条】 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

【第9条】 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会にて承認を得るものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告の書類を主たる事務所に5年間備え置く。

3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

4 この法人は剰余金の分配を行わない。

## 第4章 評議員

(定数)

【第10条】この法人に評議員5名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

【第11条】評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、評議員が定員以上の候補者名簿を作成し、評議員会が決議することにより行う。
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事もしくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

【第12条】評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

【第13条】評議員は無報酬とする。

- 2 評議員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める費用に関する規程による。

## 第5章 評議員会

(構成)

【第14条】評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(権限)

【第15条】評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任又は解任
- (2) 理事並びに監事の選任又は解任
- (3) 理事並びに監事の報酬等費用の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準及び費用の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分

- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

【第16条】 評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招 集)

【第17条】 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

【第18条】 評議員会の議長は、その都度評議員会において選定する。

(決 議)

【第19条】 評議員会の決議は、決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 評議員及び監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) 他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
  - (6) その他法令で定めた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに関しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

【第20条】 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

【第21条】 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した上、当該事項を評議員会に報告する事を要しないことを、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告はあったものとみなす。

(議事録)

【第22条】 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及びその会議に出席した評議員より選任された議事録署名人2名は、これに記名押印する。

## 第6章 役員及び理事会

(役員)

【第23条】 この法人に次の役員を置く

- (1) 理事 5名以上12名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事の内、1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任)

【第24条】 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は理事会において選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記するとともに、代表者の変更については登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

【第25条】 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表しその業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは代表権の行使を除き理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長、常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

【第26条】 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をする恐れがあると認めるとき又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

- 5 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、理事長に対し理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- 6 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

- 【第27条】 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する評議員会の終結の時までとする。
  - 3 理事又は監事は第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事の権利義務を有する。

(役員解任)

- 【第28条】 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

- 【第29条】 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事、監事には報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務をおこなうために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程による。

## 第7章 理事会

(設置)

- 【第30条】 理事会は、全ての理事で構成する。

(権限)

- 【第31条】 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 規則の制定、変更及び廃止
  - (4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受

- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任、解任
- (4) 従たる事務所、その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

【第32条】 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めるとき
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
  - (3) 第26条第5項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

【第33条】 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

【第34条】 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

【第35条】 理事会は理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

【第36条】 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

【第37条】 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面、又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

【第38条】 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第4項による報告には適用しない。

(議事録)

【第39条】 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 会長

(会長)

【第40条】 この法人に会長を1名以内置くことができる。

- 2 会長は、理事会で選任し、任期は2年とする。
- 3 会長が理事であることを妨げない。
- 4 会長は、次の職務を行う
  - (1) 理事長の相談に応じること
  - (2) 理事会から諮問された事項について意見を述べる
  - (3) 会長の報酬は無償とする

## 第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

【第41条】 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(合併)

【第42条】 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

【第43条】 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令に定められた事由により解散する。

- 2 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、評議員の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条第十七号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

(設置等)

【第44条】 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な使用人は理事会の承認を経て任免する。

(備え付け帳簿及び書類)

【第45条】 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定 款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関(理事会及び評議員会)の議事に関する書類
- (5) 事業報告書及び計算書類等
- (6) 監査報告書
- (7) その他法令で定める帳簿及び書類

## 第11章 公告の方法

(公 告)

【第46条】 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第12章 補 則

(委 任)

【第47条】 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事(理事長)は、小川秀興とする。

## 附 則

この定款は、平成 30 年 3 月 29 日から施行する。